

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例（昭和三十七年仙台市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号の次に次の四号を加える。

- | | | | | |
|-----|----------------------|-------------------------|-------|-----|
| 九の二 | 独身証明 | 独身証明手数料 | 一通につき | 三百円 |
| 九の三 | 婚姻要件具備証明 | 婚姻要件具備証明手数料 | 一通につき | 三百円 |
| 九の四 | 戸籍受附帳に記載のないこと
の証明 | 戸籍受附帳に記載のないこと
の証明手数料 | 一通につき | 三百円 |

- | | | | | |
|-----|--|----------------------------|-------|-----|
| 九の五 | 戸籍法（昭和二十二年法律第
二百二十四号）第四十一条の証書の
謄本が提出されたこと
の証明 | 外国方式証書の謄本を提出
したことの証明手数料 | 一通につき | 三百円 |
|-----|--|----------------------------|-------|-----|

第二条第一項第十七号中「（昭和二十二年法律第二百二十四号）」を削り、同項第八十二号中「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律」に、「第百五十五条第一項」を「第百六十三条の五十九第一項」に改め、「基づく容積率」の下に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンシヨンの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンシヨンの建替え等に係る容積率等の特例許可申請手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年五月一日から施行する。ただし、第二条第一項第八十二号の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の仙台市手数料条例第二条第一項第九号の二から第九号の五までの規定による手数料の徴収は、これらの規定に掲げる事務のうちこの条例の施行の日以後に請求がなされるものについて行う。ただし、当該事務の請求が郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便をいう。）によりなされた場合において、その郵便物又は信書便物（同条第三項に規定する信書便物をいう。以下この項において同じ。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）がこの条例の施行の前であるときは、この限りでない。